

《公司法司法解释（四）》的简要解读

公司法通常包括三个方面的制度：投融资及其退出的法律制度、公司治理的法律制度、公司并购重组的法律制度。2005 年，《公司法》修订后，最高人民法院随即出台《公司法司法解释（一）》，主要解决新旧法衔接适用的问题。2008 年和 2011 年，最高人民法院分别出台《公司法司法解释（二）》和《公司法司法解释（三）》，主要解决股东出资纠纷和公司解散清算纠纷案件审理中的法律适用问题，均属于投融资及其退出的法律制度范畴。

2016 年 04 月 12 日，最高人民法院发布《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（四）》（征求意见稿）（以下简称“《征求意见稿》”），以股东权利保护和公司治理为主题，向全社会广泛征求意见。2017 年 08 月 28 日，《公司法司法解释（四）》正式颁布，就公司决议效力、股东知情权、利润分配、优先购买权和股东代表诉讼等五个方面作出新的解释。下文将对相关内容逐一进行阐释。

一、完善决议效力瑕疵诉讼制度

《公司法司法解释（四）》主要从以下几个方面完善了决议效力瑕疵诉讼的法律适用规则：

1. 公司决议效力瑕疵类型“三分法”：不成立、可撤销、无效。《公司法》第二十二条规定了公司决议撤销和无效制度，但无论是撤销还是无效，在逻辑前提上应该存在一个可撤销或者能够被确认无效的对象。出于法律逻辑周延的考虑，《公司法司法解释（四）》在公司决议制度上引进决议不成立制度，同时列明了决议不成立的具体情形¹。

¹ 《公司法司法解释（四）》第五条：股东会或者股东大会、董事会决议存在下列情形之一，当事人主张决议不成立的，人民法院应当予以支持：

- （一）公司未召开会议，但依据公司法第三十七条第二款或者公司章程规定可以不召开股东会或者股东大会而直接作出决定，并由全体股东在决定文件上签名、盖章的除外；
- （二）会议未对决议事项进行表决的；
- （三）出席会议的人数或者股东所持表决权不符合公司法或者公司章程规定的；
- （四）会议的表决结果未达到公司法或者公司章程规定的通过比例的；
- （五）导致决议不成立的其他情形。

¹ 「会社法司法解释（四）」第五条：株主会又は株主総会、董事会の決議に以下に列挙する状況のいずれかがある場合で、当事者が決議の不存在を主張する場合、人民法院はこれを認めなければならない。

- （一）会社が会議を開催しなかった場合。但し、会社法第三十七条第二項又は会社定款において、株主会又は株主総会を開催せずに直接、決定を下すことができるとの規定があり、尚且つ株主全員が決定書にサイン、捺印している場合を除く。
- （二）会議において決議事項について採決を行っていない場合。
- （三）会議の出席者数又は株主が有する議決権が会社法又は会社定款の規定に適合していない場合。
- （四）会議の採決結果が会社法又は会社定款規程の賛成の割合に適合していない場合。
- （五）決議不存在となるその他状況。

「会社法司法解释（四）」を簡潔に読み解く

通常、会社法には、投資・融資及びその撤退に関する法律制度、コーポレートガバナンスに関する法律制度、会社の合併・買収・組織再編に関する法律制度という 3 つの方面の制度が含まれる。2005 年の「会社法」改正後、最高人民法院は直ちに「会社法司法解释（一）」を公布し、新法と旧法との整合性を維持しながら適用するという問題を主に解決した。2008 年と 2011 年には、最高人民法院は「会社法司法解释（二）」と「会社法司法解释（三）」をそれぞれ公布したが、主に株主の出資における紛争及び会社解散・清算時の紛争に係る事案審理における法律適用問題を解決するものであり、そのいずれも投資・融資及びその撤退に関する法律制度の範疇に該当する。

2016 年 4 月 12 日、最高人民法院は「『中華人民共和國会社法』適用の若干問題に関する規定（四）」（意見募集案）（以下「『意見募集案』」という）を公布し、株主権利の保護及びコーポレートガバナンスをテーマとして、広くパブリックコメントを募集した。2017 年 8 月 28 日、「会社法司法解释（四）」が正式に公布され、会社決議の効力、株主の知る権利、利益配当、優先購入権及び株主代表訴訟という 5 つの方面から新たな解釈が行われた。以下、これらの内容について逐一解説する。

一、決議の効力上の瑕疵に関する訴訟制度を整備した

「会社法司法解释（四）」では、主に以下の方面から、決議の効力上の瑕疵に関する訴訟についての法律適用規則を整備した。

1. 会社決議の効力上の瑕疵の種類は 3 つあり、それぞれ、不存在、取消し、無効である。「会社法」第二十二条では、会社決議の取消しと無効の制度を規定しているが、取消しの場合も無効の場合も、論理的観点から見れば、取消しことのできる又は無効と認められ得る対象が存在しなければならない。法理上、これを網羅するために、「会社法司法解释（四）」は会社決議制度に関し、決議不存在確認制度を導入し、決

2. 明确决议效力案件的原告范围。确认决议无效或者不成立之诉的原告，包括股东、董事、监事等；决议撤销之诉的原告应当在起诉时具有股东资格。
3. 确立决议瑕疵轻微容忍制度。《公司法司法解释（四）》第四条规定，会议召集程序或者表决方式仅有轻微瑕疵，且对决议未产生实质影响的，股东请求撤销不予支持。
4. 明确确认决议无效或者撤销决议的法律效力。即“股东会或者股东大会、董事会决议被人民法院判决确认无效或者撤销的，公司依据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响”，贯彻了内外有别、保护善意相对人合法利益的原则。

关于上述规定，值得注意的有以下两点：

1. 在目前不存在进一步规范的情况下，不成立制度与可撤销制度存在着法条竞合的情形。《公司法司法解释（四）》中并未对请求确认决议未成立的权利行使期间加以规定，而决议可撤销则受到《公司法》第二十二条规定的 60 天的限制。两种请求权在实务中应如何取舍，仍有待有权机关的进一步解释。
2. 决议瑕疵轻微容忍制度中，瑕疵不能影响或限制股东、董事的实体权利（例如，参与会议、发表意见、做出表决等），否则即使不影响表决结果，也极有可能被认定为属于决议程序违法，而导致决议被撤销。

二、依法强化对股东知情权的保护

《公司法》第三十三条、第九十七条赋予了股东查阅、复制公司章程、决议等文件材料的权利。《公司法司法解释（四）》第七条至第十二条即针对股东知情权纠纷在实践中遇到的争议较多的问题，作出如下规定：

1. 规定有限责任公司原股东的有限诉权，即原股东有初步证据证明，在其持股期间合法权益受到损害，请求依法查阅或复制其持股期间公司特定文件材料的，法院应当受理。
2. 列明股东查阅公司会计账簿可能存在的“不正当目的”，为公司拒绝查阅权划定边界²。

議不存在に関する具体的なケース¹も明確に列挙した。

2. 決議の効力をめぐる事案の原告範囲を明確にした。決議無効又は不存在を訴える原告には株主、董事、監事などが含まれること、決議の取消しをめぐる訴えの原告が提訴するときには株主の資格がなければならないことを定めた。
3. 軽微な決議の瑕疵の許容制度を確立した。「会社法司法解释（四）」第四条では、会議の招集手続き又は議決方法に軽微な瑕疵しかなく、決議に実質的な影響が生じない場合は、株主による取消し請求を認めないと定めた。
4. 決議の無効又は決議の取消しの法的効力を明確に定めた。即ち、「株主会又は株主総会、董事会における決議が人民法院の判決によって無効又は取消しが確認された場合、会社が本決議に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けないものとし」、内外の区別、善意の相手方の適法な利益を保護する原則を徹底させた。

上述した規定に関して、注意を傾けるに値するのは以下の 2 点である。

1. 現時点でさらなる規範化が行われなければ、不存在確認制度と取消し制度の間に法条競合の状況が存在することになる。「会社法司法解释（四）」では、決議不存在確認の請求権行使期間は定めていないのだが、決議の取消しは「会社法」第二十二条に定める 60 日の制限を受けることになる。実務において、この 2 つの請求権をどのように取舍選択するかは、権限ある機関によるさらなる解釈が必要とされる。
2. 軽微な決議の瑕疵許容制度においては、瑕疵が株主、董事の実体的権利（例えば、会議への参加、意見表明、議決など）に影響し又は制限することはできない。さもなければ、議決の結果に影響しなくとも、決議手続きが違法であると認定されることによって決議が取消されてしまう可能性が極めて高くなる。

二、株主の知る権利の保護を法に依拠して強化した

「会社法」第三十三条、第九十七条は、会社定款、決議などの文書資料を閲覧し複製する権利を株主に付与している。「会社法司法解释（四）」第七条ないし第十二条では、株主の知る権利に係る紛争が実践で直面した論争の多い問題点について、以下の通り規定している。

1. 有限責任会社の旧株主による制限付き訴権を規定している。つまり、旧株主はその持分保有期間において適法な權益が損害を受けたことを証明できる一応の証拠を有し、法に依拠してその持分保有期間における会社の特定文書資料の閲覧又は複製を請求する場合、法院はこれを受理しなければならない。
2. 株主が会社の会計帳簿を閲覧する際にあり得る「不正な目的」を明確に列挙し、会社による閲覧拒絶権利の境界線を定めている²。

² 《公司法司法解释（四）》第九条：有限责任公司有证据证明股东存在下列情形之一的，人民法院应当认定股东有公司法第三

3. 规定公司不得以公司章程、股东间协议等方式，实质性剥夺股东的法定知情权。
4. 规定股东知情权的代理行使制度，即股东可以聘请中介机构执业人员进行辅助查阅。
5. 规定股东无法查阅的赔偿制度，即股东可以请求未依法履行职责的公司董事、高级管理人员赔偿损失。

但是，令人遗憾的是，对比《征求意见稿》第16条的规定：“有限责任公司的股东起诉请求查阅公司会计账簿及与会计账簿记载内容有关的记账凭证或者原始凭证等材料的，应当依法受理”，《公司法司法解释（四）》并没有明确将会计账簿的原始凭证纳入股东知情权的范畴。在目前的实践中，不少公司存在“阴阳账册”的情况，而脱离原始凭证支撑的会计账簿，往往无法真实反映公司的财务状况。

事实上，针对“原始凭证是否属于股东知情权范畴”这一争议，地方司法实践中早有突破。江苏省高级人民法院于2003年颁布的《关于审理适用公司法案件若干问题的意见（试行）》第66条中就明确规定：“有限责任公司股东除有权查阅前款规定所列材料外，还可以查阅董事会决议、公司账簿及相关原始凭证”。最高人民法院在这一问题上的保守态度，可能反而不利于对股东知情权的充分保护。

三、完善对股东利润分配权的司法救济

是否分配和如何分配公司利润，原则上属于商业判断和公司自治的范畴，一般不应司法介入。但是，考虑到近年来，公司大股东违反同股同权原则，损害小股东利润分配权的现象时有发生，《公司法司法解释（四）》第十五条规定：“股东未提交载明具体分配方案的股东会或者股东大会决议，请求公司分配利润的，人民法院应当驳回其诉讼请求，但违反法律规定滥用股东权利导致公司不分配利润，给其他股东造成损失的除外。”

十三条第二款规定的“不正当目的”：

（一）股东自营或者为他人经营与公司主营业务有实质性竞争关系业务的，但公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外；

（二）股东为了向他人通报有关信息查阅公司会计账簿，可能损害公司合法利益的；

（三）股东在向公司提出查阅请求之日前的三年内，曾通过查阅公司会计账簿，向他人通报有关信息损害公司合法利益的；

（四）股东有不正当目的的其他情形。

²《公司法司法解释（四）》第九条：有限责任公司，株主が下記のいずれかに該当することを証明できる証拠がある場合、人民法院は株主に会社法第三十三条第二項規定の「不正な目的」があることを認定しなければならない。

（一）株主が会社の主要業務と実質的な競争関係のある業務を自ら経営し、又は他者のために経営する場合。但し、会社定款に別段の規定又は全株主間で別段の約定がある場合は除く。

（二）株主が係る情報を他者に通報するために会社の会計帳簿を閲覧し、会社の適法な利益を損害する可能性がある場合。

（三）株主が会社に閲覧を申し出た日から遡って三年以内に、会社の会計帳簿を閲覧したことにより、他者に係る情報を通報し、会社の適法な利益を損害したことがある場合。

（四）その他、株主が不正な目的がある場合。

3. 会社は会社定款、株主間協議書などにより、法で定められた株主の知る権利を実質的に剥奪してはならないと規定している。
4. 株主の知る権利の代理行使制度を規定し、株主は仲介機構の職員を起用して閲覧を補佐させることができるとした。
5. 株主が閲覧できない場合の賠償制度を規定し、株主は法に依拠して職責を履行しなかった会社の董事、高級管理職に対し損失賠償を請求することができるとした。

なお、残念なことに、「意見募集案」第16条の規定「有限責任会社の株主が訴訟を通じて、会社の会計帳簿及び会計帳簿の記載内容に関連する記帳証憑又は原始証憑などの資料の閲覧を求める場合、法に依拠し受理されなければならない」と比べると、「会社法司法解释（四）」では、会計帳簿の原始証憑は株主の知る権利の対象範囲に入れられていない。現在、実務では少なからぬ会社に「二重帳簿」の状況が存在しており、原資証憑による裏付けのなされない会計帳簿では、会社の財務状況を事実通りに反映することができないことが多い。

実際には、「原始証憑は株主の知る権利の対象範囲に該当するのだろうか」という争いについて、地方の司法実践では早くからこの行き詰まりを打開しており、江蘇省高级人民法院が2003年に公布した「会社法適用事案の審理に係る若干事項に関する意見（试行）」第66条では、「有限責任会社の株主は、前項規定に掲げる資料を閲覧する権利があるほか、董事会決議、会社帳簿及び係る原始証憑を閲覧することもできる」と明確に規定している。最高人民法院の本件問題における保守的な姿勢は、株主の知る権利を十分に守ることについて言うならば、かえって不利となってしまうかもしれない。

三、株主の利益配当権に対する司法救済を整備した

会社利益を配当するかどうか、どのように配当するかは、原則上、ビジネス判断及び会社の自主管理の範囲に該当するものであり、通常、司法が介入すべきものではない。しかしながら、近年、会社の大株主が「同一持分・同等の権利」の原則に違反し、小株主の利益配当権を損なうケースも時折発生していることを踏まえ、「会社法司法解释（四）」第十五条では、「株主が具体的な配当方案を明記した株主会又は株主総会決議を会社に提出せずに配当利益を求める場合、人民法院はその訴訟請求を却下しなければならない。但し、法律規定に

違反し、株主権利を濫用したことにより、会社が利益を配当せず、その他の株主に損失をもたらした場合は除く。」としている。

四、规范股东优先购买权的行使和损害救济

有限责任公司具有较强的人合性，因此，《公司法》规定股东向股东以外的人转让股权时，其他股东享有在同等条件下优先购买的权利。但关于股东优先购买权的行使通知、行使方式、行使期限、损害救济等，公司法没有具体规定。《公司法司法解释（四）》第十六条至第二十二条即对相关内容加以规定：

1. 细化行使股东优先购买权的程序规则。如股东优先购买权的行使期限，应当按照章程规定期限、转让股东通知期限和 30 日最低期限的先后顺序确定；判断“同等条件”应包括转让股权的数量、价格、支付方式及期限，等等。
2. 明确股东单方撤回转让及损害救济制度。股东优先购买权制度的立法宗旨在于维护公司股东的人合性利益，而非保障其他股东取得转让股权。因此，《公司法司法解释（四）》规定了股东单方撤回转让制度。同时，为了防止转让股东恶意利用该规则，损害其他股东的优先购买权，规定了损害救济制度³。
3. 明确损害股东优先购买权的股权转让合同的效力。根据《公司法司法解释（四）》的规定，此类合同原则上有效，股东以外的股权受让人，因股东行使优先购买权而不能实现合同目的的，可以依法请求转让股东承担相应民事责任。

五、完善股东代表诉讼机制

- 明确公司直接诉讼中公司的诉讼地位。公司董事会或者执行董事、监事会或者监事作为公司机关，为履行其法定职责代表公司提起诉讼，公司应为原告。
- 完善股东代表诉讼机制。《公司法司法解释（四）》第二十四、第二十五、第二十六条分别对股东代表诉讼中的当事人地位、胜诉利益的归属、诉讼费用的负担等问题的具体操作规则进行了细化。

四、株主の優先購入権の行使及び損害の救済を規範化した

有限責任会社は人的繋がりがやや強いことから、「会社法」では、株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合、その他の株主が同等の条件下で優先購入権を有することを規定している。但し、株主優先購入権の行使に関する通知、行使方法、行使期限、損害救済などに関して、会社法では具体的に規定されていない。「会社法司法解释（四）」第十六条ないし第二十二条では係る内容に対し規定が追加されている。

1. 株主優先購入権行使の手続き規則を細分化した。例えば、株主優先購入権の行使期限は、定款規定の期限、譲渡側株主の通知期限、及び 30 日の最短期限という順を追って確定しなければならない。「同等条件」の判断材料には、譲渡持分の数量、価格、支払方法・期限などが含まれていなければならない。
2. 株主による一方的な譲渡の取消し及び損害救済制度を明確にした。会社株主の人的繋がりの利益を保護することは、株主優先購入権制度の立法の趣旨であり、その他の株主が持分を確実に譲り受けられるようにするためではないことから、「会社法司法解释（四）」は、株主の一方的な譲渡取消し制度を規定した。また、譲渡側株主が当該規則を悪意をもって利用し、その他の株主の優先購入権を損害することを防ぐため、損害救済制度を規定した³。
3. 株主優先購入権を損害した持分譲渡契約の効力について明確にした。「会社法司法解释（四）」の規定によると、このような契約は、原則として有効であり、株主以外の持分譲受人は、株主による優先購入権行使のため契約の目的を実現できなかった場合、法に依拠して譲渡側株主に対し係る民事責任を負うよう請求することができるとしている。

五、株主代表訴訟メカニズムの整備

- 会社直接訴訟における会社の訴訟地位を明確にした。会社の董事会又は執行董事、监事会又は監事が会社の機関としてその法定の職責を履行するために会社を代表して提訴する場合、会社が原告となる。
- 株主代表訴訟制度を整備した。「会社法司法解释（四）」第二十四、第二十五、第二十六条では、株主代表訴訟における当事者地位、勝訴利益の帰属先、訴訟費用の負担などの問題について、それぞれ具体的な取扱規則を定めている。

³ 《公司法司法解释（四）》第二十条：有限责任公司的转让股东，在其他股东主张优先购买后又不同意转让股权的，对其他股东优先购买的主张，人民法院不予支持，但公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。其他股东主张转让股东赔偿其损失合理的，人民法院应当予以支持。

³ 「会社法司法解释（四）」第二十条：有限責任会社の譲渡側株主は、その他の株主が優先購入を主張した後、持分譲渡に同意しない場合、その他の株主による優先購入の主張を人民法院は認めない。但し、会社定款に別段の規定があり、又は全株主間で別段の約定がある場合は除く。その他の株主が譲渡側株主に対して行う損失賠償の主張が合理的である場合、人民法院はこれを認めなければならない。

（里兆律师事务所 2017 年 11 月 24 日整理编写）

（里兆法律事務所が 2017 年 11 月 24 日付で作成）